

## 男女共同参画の視点

### 活用してください 男女共同参画センター

市では、性別にかかわらず皆さんが活躍できる社会づくりを目指すための拠点として、ボンベルタ成田アネックス館に男女共同参画センターを設置しています。

センターでは、男女共同参画に関する講座などを開催するほか、団体や個人への部屋の貸し出しを行っています。各部屋は、会議やイベントをはじめ、さまざまな活動に利用できます。利



用には事前の登録が必要です。

**開館時間**＝午前9時～午後9時(午後5時以降に利用がない場合は午後7時まで)

**休館日**＝12月29日～1月3日

**設備**＝マイク、スクリーン、プロジェクター、ホワイトボードなど

**利用料(1時間あたり)**

	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
会議室(50人)	220円(110円)	270円(130円)
活動室(20人)	110円	130円
多目的室(6人)	50円	60円

\*( )内の料金は2分割して使用した場合

\*冷暖房を利用する期間(6月1日～9月30日、11月1日～3月31日)は、40パーセントの割り増し料金がかかります

誰でも自由に利用することができるミーティング室もありますので、足を運んでみてください。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page104000.html>)へ。

## 消費生活相談Q&A

### 光回線の契約に注意

**Q** 現在契約している大手通信会社Aの代理店を名乗る事業者Bから「大手通信会社Aの光回線を利用した新たなサービスがある。通信料が安くなり通信速度も速くなるので契約しないか」という電話がありました。現在利用しているサービスの内容を変更するのだと思い契約しましたが、届いた契約書を見ると事業者Bと契約することになっていました。今後も引き続き、大手通信会社Aのサービスを利用したいと考えているので、事業者Bとの契約を解除したいのですが、違約金がかかると言われました。払わなければいけないのでしょうか。

**A** 契約書面が届いた日から8日以内であれば「初期契約解除制度」により、契約を解除することができます。違約金を払う必要もありません。ただし、事務手数料や解約までに利用したサービス料金、工事をした場合の代金は払わなければなりません。

平成27年からNTTの光回線が転用できるようになり、独自の料金プランで消費者にサービスを販売する「光コラボレーション」を行う事業者が増えました。それに伴い、今回のように勧誘・契約に関するトラブルの相談が多く寄せられています。勧誘されてもすぐに返事をせず、契約内容を十分に確認し

た上で検討し、必要がない場合はきっぱりと断りましょう。

**勧誘を受けたら**

- 光コラボレーションは、NTTから光回線の転用を受けている事業者との契約であることを理解した上で検討する
- 契約する前に勧誘された事業者名やサービス名、連絡先や契約内容をきちんと確認する

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



## 📄 ジェネリック医薬品

### 切り替えて負担軽減を

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。ジェネリック医薬品の普及は、一人一人の自己負担や市・健康保険組合などの負担の軽減につながります。

特徴やメリットを理解して、ジェネリック医薬品を使ってみませんか。

#### 効き目や安全性は新薬と同等

ジェネリック医薬品の開発では、医薬品メーカーがさまざまな試験を行います。その結果、効き目や安全性が新薬と同等であると証明されたものだけが、厚生労働大臣によってジェネリック医薬品として承認されます。

#### 切り替えることで自己負担が軽減

新薬の研究開発には、9~17年の長い歳月と、1,000億円ばく近くの費用を要するといわれています。薬の価格には、その莫大たいな開発費用が反映されています。

これに比べてジェネリック医薬品は、すでに有効性や安全性が確認されていることから、開発費用が安く抑えられます。そのため、価格は新薬に比べて3~5割程度安く、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担を減らすことができます。

ただし、全ての病気・新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではないので、切り替えられない場合もあります。まずは医師または薬剤師に相談してください。

#### 対象者には「ジェネリック医薬品に関する差額通知」を送付

市では「ジェネリック医薬品に関する差額通知」を12月下旬にはがきで送付します。これは、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は20歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、12月6日(金)までに保険年金課(☎20-1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人は必要ありません。

※くわしくは同課へ。

## ¥国民年金保険料免除制度

### 台風などの被害に遭った場合は早めに申請を

風水害などの災害で被害を受け、国民年金保険料の納付が困難となった場合に、保険料の全額、または一部が免除される制度があります。被害額(保険金、損害賠償金で補填された分を除く)が、被保険者が所有する住宅・家財などの財産価格のおおむね2分の1以上であった場合が対象となります。なお、審査は日本年金機構で行いますが、その基準は市が発行するり災証明とは異なります。

#### 申請に必要なもの

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書



- 被災状況届(日本年金機構が定める様式)
- 運転免許証などの本人確認ができる物
- 印鑑(申請者が被保険者本人でない場合)
- 委任状(申請者と被保険者が同じ世帯でない場合)

#### 免除される期間

事由の生じた日の前月分から翌6月分までとなります。台風15・19号で被害を受けた場合については下記の通りです。

- 台風15号で被害を受けた場合…令和元年8月分~令和3年6月分
- 台風19号で被害を受けた場合…令和元年9月分~令和3年6月分

令和2年7月分から令和3年6月分については、改めて申請が必要です。

#### 免除された期間の年金について

- 全額免除された期間の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の2分の1の金額で計算されます
- 免除を受けた期間から10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。それにより、将来減額される年金額を増やすことができます
- 保険料免除期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当初の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)または保険年金課(☎20-1547)へ。